

資 料

# 中国における保険監督管理に関する基本制度研究

王 緒 瑾<sup>(1)</sup>  
費 安 玲<sup>(2)</sup>  
大 塚 英 明<sup>(3)</sup> 監訳  
陳 景 善<sup>(4)</sup> 訳

- 一 中国の保険監督管理の回顧および動向
- ニ 中国保険監督管理部門，方法および目標
  - (一) 保険監督管理部門
  - (二) 保険監督管理の方法
  - (三) 保険監督管理の目標
- 三 中国保険監督管理内容の基本的モデル分析
  - (一) 保険組織に関する監督管理
    - 1 保険組織形態に関する監督管理
    - 2 保険会社の設立，変更と終了
  - (二) 保険経営に対する監督管理
    - 1 保険経営の業務範囲
    - 2 保険料比率および保険約款に関する監督管理
    - 3 保険者による競業禁止
    - 4 再保険経営および民族保険業に関する保護
  - (三) 保険財務に関する監督管理
    - 1 最低ソルベンシーに関する監督管理
    - 2 各種保険準備金に関する監督管理
    - 3 公共積立金
    - 4 保険会社の資金運用に関する規定
  - (四) 保険仲介人に対する監督管理
    - 1 保険代理人に対する監督管理
    - 2 保険仲介人に対する監督管理
    - 3 保険評価人に対する監督管理

---

(1) 著者王緒瑾教授は，北京工商大学保険学部学部長あり，北京工商大学保険研究センターの主任を兼職している。更に，亜太地区リスクおよび保険学会常務理事，中国保険学会常務理事，北京保険学会常務理事，中国社会保険学会理事，北京仲裁委員会仲裁員を兼ねている。電話：010-8257-2744携帯：13611282321Email:feial@mx.cei.gov.cn 住所：〒100037 阜成路11号北京工商大学保険学部。

(2) 著者費安玲教授は，中国政法大学民商経済法学院副院長であり，博士課程指導教授である。また中国民法学会常務理事，中国著作権学会理事，北京仲裁委

中国では1979年から保険業務が再開され、以降数年間に亘って保険市場の育成、整備および保険市場主体の多元化が既になされてきた。保険市場が日々多様化するに伴い、保険監督管理の整備が求められるようになり、またその監督管理制度により保険市場の規範化・経営の発展が図られるようになってきている。本稿では中国の保険市場の監督管理制度について振り返りつつ、現行の中国保険監督管理の関係法規との関連において、中国における保険監督管理の方式、機構および内容について論述且つ評釈する。

## 一 中国の保険監督管理の回顧および動向

中国の保険市場における損害保険業務は1980年に、生命保険業務は1982年に再開された。1985年までは、全国で只一社の保険会社—中国人民保険（集団）会社が設立されている状態だった。その後、1986年に新疆兵团保険会社が設立され、1988年に平安保険会社、1991年に中国太平洋保険会社、1996年に新華生命保険会社、泰健生命保険会社、華泰損害保険会社等の3社が相次いで設立された。それと同時に、保険法の公布により保険会社は分業経営を行うようになった。中国保険グループ（本稿では「中保集団」と称す）は、中保集団損害保険有限公司、生命保険有限公司、再保険有限公司に分けられ、その後1998年に中国人民保険会社、中国生命保険会社、中国再保険会社、中国保険株式有限公司（海外業務）に分けられ、更に民族系の保険会社を新設した。2001年11月のWTOへの加盟により外資および中外合弁保険会社も増加し、1992年の1社から2003年9月までに39社に増加した。現在までに、20カ国の113社の海外保険機構が中国で200社余りの支社<sup>(6)</sup>を設立した。2002年年末に至り、保険会社は54社にまで増加し、その内、国有独資保険会社が5社、株式会社の性質を有する保険会社が15社、外資および中外合弁企業の性質を有する保険会社が34社ある。さらに、2003年年末に至り、保険会社は61社までに増加し、そのうち純中国系保険会社が24社あり、これに伴い、1985年に中国人民保険会社の市場シエ

員会の仲裁員を兼職している。電話：010-8257-2744携帯：13601101592

Email: feial@mx.cei.gov.cn 住所：〒100088 西土城25号中国政法大学民商經濟法学院。

(3) 早稲田大学法務研究科教授。

(4) 早稲田大学法学研究科博士課程在学中。

(5) 潘履孚『中国保険市場の現状および発展前景』「98年海峽兩岸保險研究会」論文集。

アが74.03%という独占状態であったのに対し、2002年にはそれが70.48%<sup>(6)</sup>に下がり、平安保険会社は12.26%から20.22%に上昇し、中国太平洋保険会社は11.47%<sup>(7)</sup>から11.5%<sup>(8)</sup>に上がる等のシェアの変化をもたらした。また2003年の41社の保険会社に関する統計によると、市場シェアがそれぞれ：中国生命保険会社が41.77%、中国人民保険会社が15.65%、平安保険会社が17.36%、太平洋保険会社が12.25%、その他37社の保険会社の市場シェアは僅か12.97%<sup>(9)</sup>で、四大保険会社の市場シェアは87.03%であった。これらのデータは、中国の保険市場は多くの会社に参入の機会を与えているが、結果として巨大な独占型市場であることを意味している。WTOへの加盟により、将来中国保険会社の数が増えるのは必然的な事実であり、更に競争を促進し、サービス改善のために、保険会社が数多く存在することが必要である。しかし、保険経営の特徴、経営規模および民族保険業の国際競争力を高めるために、中国では大型保険会社が市場の大部分を占めており、これをもって保険市場の安定を保証している。そこで、将来は独占競争型市場モデルが形成され、保険会社の数は増加する見込みであり、これらの保険会社が大きな比率を占めると考えられる。こういうモデルは、保険業競争を促進し、市場の安定にも有利となる。

同時に、保険仲介機構も増加し、保険業に対する開放の程度も高まった。1995年まで、中国には専門的な保険仲介機構が存在しなかったが、2002年末に至り、保険仲介会社17社、保険専門代理会社127社、保険評価会社26社、保険兼業代理人が約8万社に発展した。さらに、2004年3月末には中国保険仲介会社は1264社までに増加した。その内、保険代理会社が868社、保険仲介会社が205社、保険評価会社は191社であった。また2001年のWTOの加盟により、中国保険市場の開放に伴い、1992年の段階では外資系保険会社として米国 International Assurance Co., LTD. のみが上海に支社の設立を認可されていたが、2003年には中外合弁・外資保険会社が37社に増え、且つ外資系保険会社の中国支社が190社余り設立された。外資系保険会社は今後WTOの加盟により中国が保険市場の更なる開放と国際保険市場のスタンダードにルールを合わ

- 
- (6) この数字は、中国人民保険会社と中国生命保険会社二社の合計数字である。1996年に当該二社は統合して一社になり、保険収入も合計数字である。
- (7) 1996年のデータである。許寬「1996年中国保険市場の回顧」, 上海保険雑誌 1997年第七期23頁。
- (8) 1997年のデータである。中国保険報 1998年3月報道参照。
- (9) 2004年『中国保険年鑑』による。付保費用は含まれていない。

せようとするによりもっとも増える見込みである。

中国が保険業務を再開した以来、保険法制が整備、強化され、従来の保険法規制として、1983年に国務院は「中華人民共和国損害保険契約条例」、1985年に「保険企業管理暫定条例」を公布し、1992年に中国人民銀行は「保険代理機構管理暫定規定」を公布すると同時に同年9月11日に、「上海外資保険機構暫定管理規定」を公布し、1995年6月30日に全国人民代表大会は「中華人民共和国保険法」（以下「保険法」と略す）を公布した。そして中国人民銀行は1996年2月に「保険代理人管理暫定規定」、7月に「保険管理暫定規定」を公布し、1997年11月30日に「保険代理人管理規定」（試行）を改正且つ公布した。また同機関は1998年に「保険仲介人管理規定」（試行）を公布した。1999年に中国保険監督委員会（本文では「中国保监会」と称す）は「保険会社管理規定」を公布し、2000年に「保険評価人管理規定」、2001年には「保険仲介会社管理規定」、「保険代理機構管理規定」等を修正且つ公布し、2002年に国務院は「中華人民共和国外資保険会社管理条例」、2004年には「保険会社管理規定」、「保険仲介機構管理規定」、「保険機構管理規定」を公布し、同時に関連法規制を公布した。WTO加盟の要請および保険監督管理整備の必要性から、2002年10月28日に全国人民代表大会は「保険法」の改正を公布し、また2004年5月に中国保监会が「外資保険会社管理条例実施細則」を公布することによって、保険法を中心とした保険法体系<sup>(10)</sup>が形成されることになった。同時に、2005年に「自動車第三者責任強制保険条例」を制定した。長期的視点から、中国では保険法体系を更に整備すると同時に、保険監督管理人員の配置、国外の保険監督管理技術や方法を参考にして、保険監督管理の質を高めようとしている。

中国における保険監督権は、初期段階では中国人民銀行にあったが、途中で中国財務部に変わり、その後また中国人民銀行に帰属することになった。1995年に公布した「中国人民銀行法」によると、「中国人民銀行は国家保険監督管理機構である」と規定している。しかし「中華人民共和国保険法」では、「国務院所属の保険監督管理機構は、法により保険業に関する監督管理を実施する」と規定している。1998年11月以前に、中国人民銀行は国務院金融管理部門の代表として、中華人民共和国国内にある保険業社に対する監督および管理を行った。その後、分業経営、分業監督管理、保険監督管理強化の必要性に応じて1998年11月18日に、中国保监会が設立され、専門の監督管理部門として、中国人民銀行に代わって中国の商業保険を監督管理することになった。同時に、

(10) 王緒瑾編『保険学』第3版 经济管理出版社 2004年9月出版 第48頁。

2000年4月以来、上海、広州、北京以外にも、チベットを除いてその他の34省、自治区、市に相次いで中国保監会の出張所が設立され、保険監督管理人員の教育を強化し、保険市場の監督管理を強化した。同時に監督管理形態も、市場行為およびソルベンシーを並行的に監督管理する方式からソルベンシーを主体とする監督管理の方式に転換した。

## 二 中国保険監督管理部門、方法および目標

保険監督管理法制は、保険業法とも称する。民商法合一制度をとっている国では、保険業法は民法の特別法と見なされるが、民商法が分立した国では、商法の範囲に属する。中国は民商法合一の国であるため、保険業法は民法の特殊規範に含まれている。保険業監督管理の立法体系に関しては、主に二つの方式がある。一つは単独の法律を制定する方式、もう一つは、保険法の一部とする方式である。中国は、保険契約と保険業法が合一する国であるため、保険業法は保険業に関する監督管理の法律として、保険監督管理は保険法の一部になっている。

### （一） 保険監督管理部門

保険業に対して有効な監督管理を実行するために、各国は相応する保険管理機関を確立し且つ明確な職責を付与した。中国の保険監督管理部門は長年に亘って帰属問題において曲折があった。初めは中国保監会が監督権を行使し、その後財務部が変わり、現在は再び中国保監会が行使することになった。中国保監会法では、「中国保監会は国の保険監督管理機構である」と規定されている。「保険法」でも保険監督管理部門は中国保監会だと規定している。関連法規定により保険、銀行、証券等の各金融企業は専門経営を行わなければならない。専門経営は専門による監督管理を必要としている。明らかに、専門経営および総合管理は必然的に専門分業の矛盾をもたらすことになる。監督管理機構の人員面や専門技術などの保険監督管理面での問題が生じた。そこで、分業経営・分業監督管理の必要性から、1998年11月18日に中国では中国保監会を設立し、中国保監会が専門的に中国の商業保険業を監督管理することになった。2002年10月28日に、全国人民大会常務委員会より改正された「保険法」第9条では「國務院保険監督管理機構は、本法律により保険業に関する監督管理を実施する責任を負う」と規定している。同法によると、中国保監会の主な職責は、保

険事業発展の政策方針,

発展戦略および保険業企画を策定し、保険会社の設立、仲介機構、支社や海外支社等の設立について認可し、保険企業の合法的経営を保護し保険市場機構の体系を整備し、保険法規および規制の健全化を図ると同時に保険企業の業務活動を指導、監督し且つその財務成果等16項目<sup>(11)</sup>を審査すると規定している。前述の職責から中国保監会の内部機構は、損害保険監督管理部、生命保険監督管理部、保険仲介監督管理部、国際部、発展改革部、政策法規部、財務会計部、資金運用部、統計情報部、出張所管理部、監察部、事務庁、人事教育部、機関党委員会等14個の部分により構成される。

## (二) 保険監督管理の方法

異なる時期に、各国は保険業の監督管理に対し完全に異なる形式をとっているが、まとめるとおよそ公示主義、準則主義、実体主義等三種類がある。公示主義というのは、保険業に対する国家の規制が最も緩和された監督管理方式であり、保険業の自律能力が比較的強い国に適用される。準則主義は、公示管理の方式よりは進歩しているが、形式にとまり易いという特徴がある。認可主義というのは、保険業の監督管理の内最も厳格なものであり、この方式は効果的な監督管理を徹底的に追求する方式である。同方式は、国の保険管理機関により高い権威および融通が利く処分権を与え、社会における保険者の信用を高め、不法経営者を制裁、排除し、被保険者の合法的権利を効果的に保護できるので多くの国が採用した。中国も保険業に対してこの監督管理方式を採用した。中国保険法第17条によると「保険会社を設立するには、保険監督管理機関の認可が必要である」と規定している。さらに、中国保険法第72条第7項において「保険会社の設立に際し保険監督管理機関は審査認可時、保険業の発展および公平な競争等を考慮すべきである」と規定した。これらの厳格な監督管理方式は、まだ発展途上で未熟な中国の保険市場においては極めて必要であると考えられる。

同時に、監督管理の方式からみると、中国は現在実施しているソルベンシーおよび市場行為並行の方式から徐々にソルベンシーを主とする方式に転換している。例えば、「保険会社のソルベンシーの金額および監督管理指標管理規定」の改正と公布且つ精算制度の更なる整備は、いずれも保険会社のソルベンシーについて監督管理をするための規制である。

(11) 詳細について中国保監会ウェブサイト (<http://www.circ.gov.cn>) 参照。

### （三） 保険監督管理の目標

保険業経営のハイ・リスクと社会性および保険業の経営状況は、直接社会経済と人々の生活の安定に影響する。被保険者利益を保護するため、保険業については必ず監督管理を行う必要がある。保険監督管理の目標は、保険者の十分なソルベンシーを保証し、保険市場を規範化し保険業における公平的競争環境を維持し、保険詐欺を防止して自己管理の不足を補うことである。長期間に亘りこれらは保険監督管理の主な内容であった。

## 三 中国保険監督管理内容の基本的モデルに関する分析

各国は保険監督管理に関する規定が異なるが、その内容は基本的に同じである。中国の保険監督管理内容の基本モデルには、保険組織、保険経営、保険財務および保険仲介人の監督管理等4つの内容が含まれている。

### （一） 保険組織に対する監督管理

#### 1 保険組織形態に対する監督管理

保険組織というのは、法により設立・登記し、且つ保険経営を主とする機構である。中国の保険組織の形式は国有独資会社、株式会社および他の形式がある。中国保険法第70条は、「保険会社の組織形態は株式会社および国有独資会社である」と規定している。中国保険法が保険会社について上述の二つの組織形態をとった法的根拠は「会社法」の規定による。保険会社は会社の一種であるが、国外の経験を参考にすると相互会社と保険合作社も保険組織の重要な形態となっている。中国では上述の二つの形態以外に、他の形態についても排除はしない。また「会社法」との衝突を避けるために、中国保険法第156条では「本法律で規定する保険会社の形態以外、他の性質を有する保険組織については法律および行政法規にて別途定める」と規定している。事実上、中国の一部の保険会社または部門において相互保険組織とパートナーシップ方式の保険会社が現われ、これらの会社は、制度上保険監督管理部門の規制を受ける。長期的な観点からみると、生命保険業務における相互保険会社と保険合作社はより大きな潜在能力を有している。一部の国有独資保険会社も徐々に株式会社に転換されている。最終的には保険株式会社を主体とし、国有独資保険会社、相互保険会社、保険合作社及び自己賠償会社などがそれを補完するという保険組織体

系を形成する。

## 2 保険会社の設立, 変更と終了

### (1) 保険会社の設立

保険会社の設立は、保険会社を創業するに際し、関連する法律行為およびその法手続きの総称である。中国で、保険会社の設立は、必ず中国保監会の認可を得なければならない。中国保監会の認可を得ず、無断に保険会社を設立または不法に商業保険業務活動に従事してはならない。法に基づき、状況により当事者の刑事または民事責任を追及する。前述したように、中国の保険監督管理機構は中国保監会である。中国保監会の機能は16項目あるが、その内重要な一項目を例に挙げると、「保険会社およびその支社、中外合弁保険会社、国外保険会社の在中国事務所の設立を認可し、保険代理人、保険仲介人、保険評価業務等の保険機構設立の認可、国内保険機構の国外における海外事務所設立の認可、国内の非保険機構の海外における保険機構設立の認可、保険機構の合併・分立・変更・接収管理・解散および指定譲渡等に関する審査認可、保険組織・機構の破産および清算等を扱う」と規定している。

#### ① 保険会社設立の条件。

保険組織の設立は、必ず一般の工商企業の設立よりその条件を厳格にしなければならない。これは世界各国の保険法の一般規定だといえる。保険会社の設立は、法規定に合致しなければならない。中国「保険法」第72条では保険会社設立の五つの条件について規定している。

A 保険法および会社法の規定に合致する定款を有しなければならない。

保険会社の定款は、会社組織および基本規則に関するものである。保険会社は会社の一形式であるため、合法的な保険会社の定款は、「会社法」における国有独资会社および株式会社の定款規定と合致しなければならない。

B 最低資本金規定に合致しなければならない。

保険会社を設立する際、中国保険法は最低資本金は2億元<sup>(12)</sup>以上であると規定している。資本金は会社が財産責任を負う基礎である。保険会社は経営リスクが高い金融会社の一種であるため、資本金規定が普通の商業企業より相当

(12) 中国保監会の「保険公司管理規定」によると、登録資本の最低限額は人民元2億元である。登録資本は実際の払い込んだ資本のことをいう。支社を増設する度に、人民元2000萬元以上の登録資本を増加させるべきである。保険会社の資本金は人民元5億元に至り、支払い能力が十分である場合は、支社の設立に際し、登録資本を増加しなくてもいい。実際これは、順設立の基準を下げ、且つ保険会社の支払い能力の監督管理に対する強化だといえる。

高く、且つ保険業務の拡大により保険会社の資本金は当然増加される。

C 資格を有する高級管理使用人を有する必要がある。

保険業務は専門性が強い業務であるため、中国保監会が公布した「保険会社高級管理使用人の就任資格管理規定」およびその修正決定によると、保険会社の高級管理使用人について純中国系保険会社に限り法人代表者がかならず中国国籍でなければならないと規定し、且つ中国の法律・法規および国の経済・金融、保険政策を守らなければならないと規定した。また、保険会社の高級管理使用人は良好な品德を具備すべきであり、学歴、専門経歴と経営管理能力を備えるべきであり且つ不良な記録があってはならないと規定した。保険会社の高級管理使用人の就任条件に関する規定として：

a 学歴および専門経歴は以下の条件に合致しなければならない。

保険会社の董事長、総経理、副総経理は大学学部以上の学歴を有しなければならないものとする。尚、経済関係の業務歴8年以上を有し、事業団体または国の機関でリーダー、管理職に従事した経歴を有するものでなければならない。

保険会社の取締役、社外取締役、取締役会秘書に就任する場合、大学学部以上の学歴を有するものとし、且つ経済、法律、財務会計等その他の経済業務歴を5年以上有するものでなければならない。

保険会社の他の支社の総経理に就任する場合、大学学部以上の学歴を有するものとし、経済業務歴を5年以上有するうえ、相当の管理能力を備えなければならないものとする。

保険会社の高級管理使用人に就任しようとするものが、保険、金融、経済管理、法律、投資、財務会計を専門とし、修士以上の学歴を有する場合は、経済業務歴に関する年度制限規定を緩和することができる。

b 品德についての要求。

犯罪等の不良記録がある者、返済期限が到来した個人債務を返済できなかったものは保険機構の高級管理使用人になってはならないものとする。また公務員は会社の主要な責任者になってはならない。

保険会社のソルベンシーについての算定、公平且つ合理的な保険比率の計算のため、保険会社は中国保監会の認可する算定専門従業員を採用することが要請され、算定報告制度を確立しなければならない。

D 健全な組織機構および管理制度を備える。

健全な組織機構というのは、健全な権力機構、経営機構および監督機構を指

している。保険会社の内部組織機構は全社会の経済発展に適応すべきである。保険会社の組織形態には株式会社と国有独資会社の2種類がある。そこで中国の「会社法」の規定により、これらの異なる形式による各自の組織機構も異なっている。内部機構体制からみると、株式会社の内部機構は株主総会、取締役会、監査役会等の三つの機構から構成される。国有独資会社は、取締役会、監査役会より構成される。これらの組織が完備されてからこそ、会社は正常に運営できる。保険会社は経営リスクがある企業であるため、中国保険法は「国有独資保険会社に監査役会<sup>(13)</sup>」を設けるよう規定した。

E 条件に適合する営業所および業務に関連するその他の施設を有する。

上述の五つの条件は、保険会社を設立するための実質的な要件である。それと同時に、「保険会社管理規定」によると、保険組織の設立の申請に際し、保険監督管理部門は上述の条件に関する審査以外にも、保険業務の発展および公平な競争の必要性という観点からも考慮すると規定している。

また外資系保険会社の設立には以下のような基本条件が含まれている。保険業経営歴が30年以上、申請する前年度の年末資産総額が50億ドル以上、中国国内における事務所設置歴が2年以上であること。これは、保険会社の安定した経営能力、経済実力および保険市場への適応能力等を反映した規定である。

## ② 保険会社の設立手続き。

中国の「会社法」、「保険法」および「保険会社管理規定」によると、保険会社設立の手続きは設立準備と開業二つの段階を踏まえる。まず、初期の設立準備申請、即ち申請者が保険監督管理部門に保険組織を設立するための申請書を提出し、その後正式に申請する。そして保険会社は準備の段階を経て保険監督管理部門に正式な申請表および関連書類と資料を提出する。また、開業に際し、保険会社は開業申請書および関連資料を提出する。保険監督管理部門は書類について審査し、条件に合致すると認めた場合、「保険業務経営許可証」を渡す。最後に、保険会社は工商行政管理機関にて登記手続きを行い、営業許可書を受領し且つ保証金を納付し、それから営業を開始することができる。

## (2) 保険会社の変更

保険会社の変更には、保険組織の合併・分立・組織形態の変更およびその他の事項の変更がある。保険組織の変更の際に、まず株主総会または取締役会の

(13) 中国保険法第84条。

同意が必要であり、次に、保険監督管理部門の認可が必要である。最後に、元の登記機関にて登記変更手続きを行う。資本金減少に関わる事項の場合には、必ず債権者に通知しなければならない。

### (3) 保険会社の終了

保険会社の終了には、保険会社の解散、撤回および破産の三種類がある。保険会社の解散および撤回両方とも保険監督管理部門の認可が必要である。但し、生命保険契約は貯蓄の性質を有しており、社会的に及ぶ範囲が広いため、生命保険業務を経営する保険会社は解散してはならない。保険会社が期限到来の債務を返済できない場合、中国保監会の同意を得て、人民法院より破産を宣告される。生命保険業務を経営している保険会社は、法により撤回または破産宣告を受けた場合、その所有している生命保険契約およびその準備金は必ず他の生命保険業務を経営している保険会社に移転させなければならない。他の保険会社と譲渡契約が達成できない場合、中国保監会が指定した生命保険業務を扱う保険会社が譲り受ける<sup>(14)</sup>。

## (二) 保険経営の監督管理

### 1 保険経営業務の範囲

中国保険法は保険対象に基づき、業務範囲を損害保険業務と生命保険業務の二種類に分けている。損害保険には損失保険、責任保険、信用保険等の保険業務が含まれる。生命保険には生命保険、健康保険、傷害保険等の保険業務が含まれている。保険経営の範囲には二つの意味が含まれている。その①兼営禁止、一つの保険会社は生命保険および損害保険二種類の業務を兼営してはならない。その②兼業禁止、保険組織は保険業務以外の業務を行ってはならない。非保険組織は、保険経営または類似した保険業務を行ってはならない。中国で兼業を禁止する理由としては、損害保険および生命保険のあらゆる経営技術、性質、保険比率の基礎が異なるので、被保険者の利益を保護するため、保険監督管理の便宜をはかると同時に、中国保険市場の不整備状況等からみて監督管理を厳格にする必要があるからである。世界のほとんどの国の保険法は、保険会社の経営範囲について類似の制限規定を設けているが、グローバリゼーションの波によって、監督管理を緩和する傾向がある。

---

(14) 中国保険法87条。

## 2 保険料比率および保険約款に関する監督管理。

保険契約および保険比率の確定は高度な技術性を有しているため、一つの保険会社の能力では及ばないものである。中国は保険市場に対する基礎が欠乏しているため、保険法において、社会公衆の利益に関連する保険類、法により強制的に執行する保険類と新しく開発した生命保険業等の保険契約および保険比率については、保険監督管理機構に届け、認可を得なければならないと規定している。その他の種類の保険契約および保険比率については、保険会社が決めるが、中国保監会に届出を出すようになってきている。これらの規制により、保険業の健全な発展を保証し、被保険者の利益を保護し、且つ市場の公平な競争を促進することができる。しかし、長期的な観点からみると、これは、価格運用策および製品作戦には不利なのである。

厳格に言えば、中国保険法における同規定は、保険市場の不整備、保険会社の経験不足等の現状の下で必要なものである。但し、保険市場の完備、保険条約および比率について、徐々に保険会社が各自で制定するかまたは保険業協会が各々の保険会社を組織して制定する。それと同時に、同規定は、保険契約紛争における被保険者または受益者利益保護の解釈と衝突する。契約紛争が被保険者または受益者に有利であるという解釈は契約法の公平原則に有利である。契約紛争の処理が被起草人に有利であるが、中国保険法の規定によると公衆の利益に関わる保険種類および新たに開発した生命保険の保険契約と保険比率は保険監督管理部門の審査認可が必要である。明らかに、保険者は本当の意味での保険契約起草人ではない。これは権利と義務の転倒である。保険者はここで起草人の権利を享有しないのに、起草人としての法律責任を負うということは、明らかに保険者に対する不公平だといえる。中国の現状からみると、融通を利かせる方式を取ることが可能である。前述した保険契約および保険比率をまず保険業協会が各保険会社に制定させる。各保険会社は意見を一致させた上で、保険監督管理部門に届出を出す。これをもって保険者が保険契約起草人であるという実態が明らかになり、保険契約の公平性を保証することができる。それと同時に、国際慣例に近づけることが可能であり、保険会社が価格戦略と製品戦略を推進し易くなる。

## 3 保険者による競争禁止。

保険市場を規範化し、悪質競争を防止し、信義則および公平競争の原則に従って、「保険法」は保険業務における保険者の行為についていくつかの禁止

規定を設けた。保険業務活動において、保険会社および従業員は以下のことを行ってはならない。①付保者、被保険者および受益者を騙してはならない。②付保者に保険契約に関する重要な事項を隠してはならない。③付保者の法による事実告知義務の履行を阻止し、または誤解を招きやすい告知義務を履行してはならない。④付保者、被保険者または受益者に保険契約以外の保険料によるリベートまたは其の他の利益を承諾してはならない。

#### 4 再保険経営および民族保険業に関する保護。

中国では再保険会社も分業経営を行うことになっている。即ち、再保険会社は損害保険および生命保険業務を兼営してはならない。

中国の保険業は始まったばかりなので、民族保険業の発展を保護するために、保険会社が再保険を扱う目的で分業した場合、自国の国内系の保険会社を優先的に考慮している。世界の多くの国は、法律手段を通して自国の保険市場に対し特別な保護を行っている。これには、国外付保の制限、外国保険会社に関する措置等により反映される。中国の保険法は国内付保義務の規定がある。中国は現在保険体制が整っていないし、完備した保険市場が形成されていない上に、保険法律制度が整備されていないため、国内保険組織の発展動向について更に配慮する必要がある。外国保険会社については、選択的に参入させるべきである。税金面では、本国の保険組織が当該年度に取得した所得の33%を所得税として徴収する。外資保険組織についてはその所得の15%を徴収する。税金徴収政策が異なるということは、外資保険組織に優遇政策を行っていることと解釈できる。長期的な観点からみると、国内保険会社と外資系保険会社の所得税を統一しなければならない。

### （三） 保険財務に対する監督管理

#### 1 最低ソルベンシーに関する監督管理

ソルベンシーというのは、保険組織が賠償または給付責任を履行する能力である。保険会社はその業務規模に相応する最低ソルベンシーを有しなければならない。保険会社の実際のソルベンシーはその会計年度末における実体資産から実体負債を引いた差額であり、実体資産の種類およびその認可比率については中国保監会が規定する。実体資産価値は各項目毎に認可した資産価値の総額である。保険会社の実体資産から実体負債を引いた差額は、保険監督管理部門が規定した額より低くてはならない。即ち最低ソルベンシーである。最低ソル

ベンシーは業務規模に適応し、保険会社の種類が異なれば業務規模も異なり、最低ソルベンシーも異なる。中国保険法の規定によると、保険会社はその業務規模に相応する最低ソルベンシーを有しなければならない。「保険会社管理規定」と「保険会社ソルベンシーおよび監督管理指標の管理規定」によると、損害保険会社と生命保険会社はその業務規模に基づいて具体的規定を設けている。

保険会社の最低ソルベンシーを保証するため、保険会社の業務量に関する制限を通してその責任限度額をコントロールすることができる。中国保険法はこれに対し、主に危険単位毎における責任保証の制限、一つの保険業務における責任保証の制限、総留保額に対する制限の三つの方法でコントロールしている。危険単位毎に責任を負う制限は、あらゆる保険会社に適用される。如何なる保険会社も一つの保険事故がもたらした最大の損失範囲（危険単位）において負う責任額は、資本金と準備金合計額の10%を超えてはならない。超えた部分については、再保険を行わなければならない。非生命保険業務のリスクが生命保険業務のリスクより大きいため、非生命保険業務を扱う保険会社は、保証する一つの保険業務について関連規定に基づき再保険を行い、損害保険業務を扱う保険会社は、当年の留保保険料に資本金と準備金を合わせた合計額の4倍を超えてはならない。超えた部分については、再保険を行い分業し、リスクを分散し経営の安定を図る。

## 2 各種保険準備金の監督管理。

責任準備金というのは、保険会社が保険契約の有効期間内に保険金賠償保証または給付義務を履行するために、保険料収入から控除した一種の準備金である。保険準備金は、保険会社の負債となる。保険会社は準備金に相当する資産を有する。これにより、保険責任の完全履行が可能である。保険準備金の控除は、実際には保険組織のソルベンシーを確保するためである。中国の保険法では監督管理における保険準備金の使用目的が以下のように体现される。

### (1) 期限未到来の責任準備金。

生命保険業務は長期的業務に含まれ、非生命保険業務は普通一年毎に付保し、非生命保険の期限未到来の責任準備金は当該年度における保険業務保証のインボイスに反映される次年度の有効保険インボイスに関する保険料である。中国の保険法の規定により、保険会社は被保険者を保障し、賠償能力を保証する原則に従い、責任準備金を控除する。保険会社の控除と決済責任準備金に関

する具体的方法は保険監督管理機構が制定する。生命保険と被生命保険は期限が異なるため、性質も異なり、そこで控除方法も異なってくる。それと同時に、非生命保険の各種保険の期限も異なり、その控除方法にも違いがある。そこで、保険種類毎に、期限未到来責任準備金が異なるという控除方法をとっている。

#### (2) 未決済賠償準備金。

保険会社が未決済賠償準備金を控除する理由は、保険事故が既に発生し、被保険者より保険賠償または給付の申立があったが、保険会社が賠償するか否か賠償の額等についてまだ決定していない場合、保険事故が既に発生し保険賠償または給付の申立がまだない場合、未決済賠償準備金の控除は既に発生した保険事故について賠償していなかったときのための資金準備である。

#### (3) 保険保障基金に対する監督管理。

保険保障基金は、主に巨大な災害事故に対応する特大賠償金であり、当年度の営業収入とその他の準備金を合わせても賠償金が不足している場合に限り運用可能である。保険補償基金の控除は、被保険者の利益を保障し保険会社の健全な経営を支援する必要性に応じて運用している。保険保障基金は集中的に管理し、統括的に使用しなければならない。

### 3 公共積立金

公共積立金というのは、保険会社が法律と会社定款の規定に基づいて、税引き後控除した累積資金のことを指している。保険会社が公共積立金を控除するのは、会社の欠損および資本金を補填するためである。資金の出所によって、資本公共積立金と利益積立金とに分けられる。会社法と「金融保険企業財務制度」の規定により、保険会社は、税引き後の利益から10%の法定積立金を控除し、当法定積立金の累積が登録資本の50%に達した場合はそれ以上控除しない。

### 4 保険会社の資金運用に関する規定

保険資金運用とは、現代保険業の生存と発展の基礎になると同時に、保険会社は経営リスク企業であるため、その資金運用の状況は直接会社の賠償支払い能力に影響する。そこで、多くの国は保険料に対し、保険会社の資金運用の原則、範囲、比率および方向について明文にて制限的規定を設けている。中国の保険法は保険資金運用についてはまず安全性の原則を基本とし、同時に資産価

値のコストおよび値上がりを保証する。中国の保険法では以下のように規定している。「保険会社の資金運用は、銀行の貯金、政府債権の売買、金融債権と国務院が規定したその他の資金運用形式に限られている。保険会社の資金は、証券経営機構の設立および保険業務以外に使用してはならない。資金総額における保険会社運用の資金と具体的プロジェクトに使われた資金の具体的比率については、保険監督管理機構が規定する。」中国が2002年に改正した保険法では「企業に直接投資してはならない」という規定を廃したが、これは投資監督管理における一つの進歩である。しかし、証券経営機構は保険業に含まれていないため、当該条文の禁止規定は「保険会社の資金は、保険業以外の企業に使用してはならない」と規定しなければならないと考えられる。中国「保険会社管理規定」第18条では、「保険会社の資金運用は以下の業務に限られる。銀行貯金、政府債権売買、金融債権売買、中国保監会が指定した中央企業の債権、国務院が規定したその他の資金運用方式である」と規定している。また2004年に中国保監会および中国証券監督委員会が公布した「保険機構投資者による株式投資管理に関する暫定方法」においても規定がある。これらの規定からみると、中国保険資金運用の範囲は相当狭いものの、資金運用の比率および融資の比率を規定していないので、営利性を高めるのに不利だし、安全ではない。保険会社、特に生命保険業務を営んでいる保険会社に極めて不利である。長期的にみれば、株式、社債、不動産投資、担保貸付を許可し、同時にリスクが比較的大きい投資方式および融資の比率を規定すべきである。これは、保険会社のソルベンシー能力を高めるのに有利である。

#### (四) 保険仲介人に対する監督管理

保険仲介人に対する監督管理とは、保険代理人、保険ブローカーと保険評価人の監督管理を指している。この三者の監督管理は一定のつながりと区別がある。三者とも検査の便利を図って、業務に関する許可証を営業所の適切な場所に表示するよう要請され、保険代理人および保険評価人については毎年一定の期間に教育するよう要請されている。

##### 1 保険代理人に対する監督管理<sup>(15)</sup>

###### (1) 保険代理人の種類と組織形態

保険代理人というのは、保険者の委託により、保険者より代理手数料を受取

(15) Wang xujin: on the Administration and Operation Insurance Agents in

り、保険業を代理する会社または個人のことをいう。中国の「保険代理人管理規定」では保険代理人に対し複合的分類方法をとる。保険代理の主体の性質によって保険代理人を会社代理人および個人代理人に分け、それから、会社代理人を保険業態の性質により専門代理人と兼業代理人に分ける。そこで専門代理人、兼業代理人および個人代理人が形成される。専門代理人は、保険代理業務に専門的に従事する保険代理会社のことをいう。その組織形態は有限責任会社である。兼業代理人は、保険者の委託を受けて、自己業務に従事すると同時に、専門家を指定して保険者のために保険業務を代理する会社である。個人代理人は、保険者の委託を受けて、保険者より代理手数料を受取り、保険者の授權範囲において保険業務を行う個人である。中国の2001年および2004年の「保険代理機構管理規定」は保険代理機構の組織形態をパートナーシップ企業、有限責任会社または株式会社に分ける。

## (2) 保険代理人

第一、資格認定。中国で保険代理人資格を取得する場合、必ず中国保監会が組織した保険代理人資格をとるための受験をしなければならない。且つ「保険代理人資格証書」を取得する。資格試験の実施者は、保険監督管理部門またはその授權を受けた機構である。保険代理人の受験資格は、義務教育を終えたものに限る。保険代理人資格試験を通ったものは、中国保監会に「保険代理人資格証書」（以下「資格証書」と略す）を申請して取得することができる。「資格証書」を取得した者は、以下の書類の提出が必要である。保険代理従業員資格試験合格証明書類、身分証明書またはパスポートのコピー、所属会社または戸籍所在地役所の出張所以上の政府機関が発行した現在に至るまでの素行についての証明書類、直近の正面無帽写真2枚。「資格証書」の申請は以下の条件に合致しなければならない。試験に合格し完全民事行為能力を有するもの、素行が良好で、素直で誠実なもの、良好な職業モラルを有しているもの。申請前の5年間において、刑事罰または重大な行政罰を受けていないもの。保険代理機構は保険監督管理部門が規定した条件に適合して初めて、保険監督管理部門から「保険代理業務経営許可証」が発行され、且つ工商行政管理部門に登録して営業許可証をもらい、更に保証金を納めるかまたは職業責任保険に付保する必要がある。それから営業が可能になる。勿論、各種保険代理人に関する基準は異なるのである。

第二に、設立条件。保険代理機構を設立する条件には通常以下のような内容が含まれている。資本金、定款、職員、高級使用人の基準および営業場所に関する規定等がある。具体的には組織形態により基準も異なる。「保険代理機構管理規定」によると：

- ① パートナーシップ式の保険代理機構の設立は以下の条件に合致しなければならない。パートナーは、2名以上且つ民事行為能力を有することが求められる。法律規定に合致するパートナー契約書類があつて、実際の出資が50万元以上であること。法律が規定したパートナーシップ企業の名称と住所があり、中国保監会の就任資格管理規定に合致する高級使用人がいる条件を備え、「保険代理従業員資格証書」を有する保険代理従業員数が2人以上、かつ従業員全員の1/2以上であること、其の他に法律、行政法規が規定した他の条件に合致すること。
- ② 有限責任会社形態の保険代理機構は同時に以下の条件にも合致する必要がある。2名以上50名以下の社員がいること、法規定に合致している会社定款を有すること、払い込んだ登録資本が人民元50万元以上であること。法規定に合致する会社名称、組織機構および住所、「資格証書」を有する保険代理従業員の人数が2人以上、かつ従業員全員の1/2以上であること。中国保監会の就任資格に合致する高級使用人がいること、法律行政法規が規定した他の条件に合致すること。
- ③ 株式会社形態の保険代理機構の設立は以下の条件に合致する必要がある。5名以上の法律規定に合致している発起人がいること、法律規定に合致している会社定款を有すること、登録資本が1000万元以上であること、法規定に合致している名称、組織機構と住所、「資格証書」を有する保険代理従業員が2人以上、かつ従業員全員の1/2以上であること、中国保監会の就任管理規定に合致する高級使用人がいること、法律および行政法規が規定した其の他の条件に合致すること。

また、保険代理機構の商号に「保険代理」の表示が含まなければならない。関連法律、行政法規および中国保監会の規定によると、保険代理機構に対する投資制限がされている会社と個人は、保険代理機構の株主、発起人またはパートナーになってはならない。

保険代理機構の高級使用人は、「資格証書」以外に、また以下の条件に合致する必要がある。経済・金融・保険・法律を専門とし短大以上の学歴を有し、且つ保険代理または関連業務に3年以上従事した場合と、経済・金融・保険・

法律を専門としていないが、短大以上の学歴を有し、保険または関連業務に5年以上従事して経歴を有することが求められる。保険代理または関連業務に10年以上従事している者については、その学歴条件については適切に緩和することができる。

第三に、保険代理人の設立手続き。保険代理機構設立の基本手続きとして、設立準備と開業の2段階が含まれる。

保険代理機構の設立の申請に際し、中国保監会に以下の書類を一式二部提出するものとする。①社員全員、発起人全員またはパートナ全員が署名した「保険代理機構設立申請表」②「保険代理機構設立申請委託書」③定款またはパートナ協議 ④自然人社員、発起人またはパートナの身分証明書のコピーと履歴、非自然人社員、発起人の営業許可書謄本のコピーおよび財務印のある直近1年間の財務諸表⑤法定資格を有する出資検査機構が出した出資検査証明、資本金に関する帳簿記入のコピー ⑥フィジビリティ・スタディ報告、これには市場状況に関する分析、今後3年間における業務発展計画等が含まれる ⑦企業の名称を予め認可した通知書のコピー ⑧内部管理制度、これには組織機構、決議過程、業務、財務と人事制度等が含まれる ⑨当該機構の業務サービス基準 ⑩高級管理人に就任しようとする者の在職資格に関する申請書類、業務員の「資格証書」のコピー ⑪保険会社が出した委託代理意向書 ⑫住所または経営場所を証明する書類 ⑬パソコンのソフト・ハードディスクの配置状況に関する説明。

中国保監会は申請書類の受領後、投資者を招集して投資リスクを提示し、申請設立事項につき話し合い、質問し、設立しようとする機構の市場発展戦略、業務発展計画、内部統制システムの構築等の関連事項について知り得るものとする。

中国保監会は法により保険代理機構、保険代理機構の支店の申請について審査し、かつ申請の受理日より20日以内に認可また不認可の決定をしなければならない。認可しない決定を下した場合、書面により申請人に通知しかつ理由を説明しなければならない。中国保監会は実際の必要に基づき、現場の検査も行うこともできる。

中国保監会が保険代理機構、保険代理機構の支店の設立について認可の決定をした場合、申請人に許可証を発給しなければならない。申請人は許可証の受領後、関連規定により工商登記を行うものとし、営業許可証の受領後開業することができる。

法により設立する保険代理機構、保険代理機構の支店は、開業日より10日以内に中国保監会の指定した新聞に公告しなければならない。

保険代理機構は保証金を預け入れるかまたは職業責任保険に付保するものとする。保険代理機構が保証金を預け入れる場合、工商登記日より20日以内に、登録資本または出資の100分の20を預け入れるものとする。保険代理機構が登録資本を増加または出資した場合、これに相応する保証金額も増加しなければならない。保険代理機構の保証金は、銀行貯金の形式または中国保監会が認可したその他の形式により預け入れるものとする。保証金を銀行貯金の形式で預け入れた場合、全国規模を有する商業銀行に専門口座を開設して預け入れなければならない。保険代理機構は、保証金を商業銀行の専門口座に預け入れた日より10日以内に、保証金貯金合意書のコピーを中国保監会に届け出るものとする。保険代理機構は、登録資本または出資の減少または「保険代理機構管理規定」により清算手続に入った場合を除き、保証金を使用してはならない。

### (3) 保険代理人の就業管理。

中国の保険法、「保険代理人管理規定」、「保険代理機構管理規定」および関連法規と慣例に基づき、以下のような保険代理人の就業規則が制定された。

第一に、代理業務に従事する前に保険代理人は保険者と代理契約を結ぶ。これは就業の基本条件となる。保険代理契約は、保険代理人と保険者が約定した保険代理の権利義務に関する協議である。当該協議は、「民法通则」、「契約法」、保険法および「保険代理人管理規定」、「保険代理機構管理規定」等の法規定の内、契約に関する規定に基づき、保険者が作成する。

保険代理契約は、委託契約の一種であり、その主体は保険代理人と保険者である。双方の当事者が保険代理の授權範囲において各自完成すべき行為を対象にし、保険代理人と保険者双方の権利と義務を内容とする。保険代理人は、保険代理業務に従事する前に保険代理契約を結ばなければならない。契約の締結を通して、双方の権利と義務、代理期限、手数料支払い基準と方式、代理範囲、代理保険種類、保険料支払い方式とその他の代理事項について明確にすると同時に、法規定により、保険代理契約書を代理機構所在地の中国保監会の出張所に届け出る必要がある。

保険代理契約は、その代理形式、代理業務範囲および保険の種類により多少差異はあるが、基本内容は一致している。主な内容として、保険代理人と保険者の名称、代理範囲、代理保険種類、代理手数料の支払い基準と方式、代理期限、違約責任、保険料の支払い方式、紛争処理および保険代理契約の変更、終

了の条件および方法などである。保険代理人の権利・義務は保険代理契約の締結により生じる。

第二に、代理業務活動範囲について制限する。主に代理対象の合法性、代理範囲の地域性、特定対象の専属性、代理業務の限定性および専門性などがある。代理対象の合法性からみて、法により設立された保険会社に限り代理保険業務が可能であり、中国保監会の認可を得ていない会社のために保険代理業務を行ってはならない。代理範囲の地域性からみて、代理人はその登録した地域の行政管轄地域内の保険会社に限り保険代理業務を行うことができる。特定対象の専属性からみて、生命保険業務はハイ・レベルのテクニックを必要とし、且つ貯蓄の性質を有しているので、生命保険業務の個人代理人は専門代理人に限られる。代理業務についての規制によれば、中国の保険代理業務は始めたのが遅く、代理レベルと経営規則がまだ整備されていないし、保証の質を高めるために、個人保険代理人は保険証券の発行ができない。代理業務の専門性からみて、保険代理人は、保険仲介人業務を兼ねてはならない<sup>(16)</sup>。

第三に、保険代理の原則に従う。信義則に基づき、保険代理人は被保険者が知るべき保険会社の業務状況と保険条約の内容およびその意味を事実の通り被保険者に告げる必要がある。代理業務において、付保人、被保険者または受益者を騙してはならない。付保人に保険契約に関連する重要事項を隠してはならない。付保人に対して、保険法が規定した事実告知義務の履行を阻止するかまたは付保人に保険法が規定した事実告知義務を履行しないように誘導してはならない。付保人、被保険者または受益者に保険契約以外の保険料、リベートまたは其の他の利益を承諾してはならない。平等・公平原則により保険代理人は、行政権力、職務、職業の便利を利用および其の他の手段で付保人、被保険者の付保または保険会社の転換等を強迫、誘導または制限してはならない。

第四に、代理権の濫用を禁止する。これには、以下の内容が含まれている。

①自己代理の禁止。保険代理の内、自己代理というのは、保険者の名義で自己

---

(16) 保険代理人は、保険仲介人業務に従事してはならない。保険仲介人は保険代理業務に従事してはならない。イギリスではこれを「両極端原則」と呼ぶが、当規定はイギリスで生命保険業に限られている。その原因は、生命保険業務は貯蓄性をもっており、経営技術に対する要求も高く、被保険者の利益を保護するためである。中国でこの規定を設けた目的は、保険代理人が保険仲介人より取る手数料が低くなる場合、代理業務を仲介業務に変えて更なる利益を取得して保険者の利益に損害を与えるのを防止するためである。アメリカでは、保険代理人は保険仲介人業務を兼ねることができる。

または所属会社の保険業務を保証することをいう。民法の視点からみて、自己代理は無効代理であるが、この法理は同様に保険代理にも適用される。保険代理人が自己または所属会社のため付保する場合、いずれも保険会社の直接業務と見なす。保険代理人はその中から代理手数料をとってはならない。②悪意疎通を禁止する。保険代理における悪意疎通は保険代理人と付保人または被保険者が共謀して保険者の利益に損害を与える行為である。これは、代理の初志に相反する行為であって、法律で禁止している。

第五に、保険監督管理を受ける。中国保監会は、保険代理人の保険監督管理部門であり、保険代理人の経営の合法性、財務規則を保証するため、個人代理人以外の保険代理人の経営状況、帳簿、業務記録、領収書を随時検査することができる。尚、保険代理人は監督管理を受ける義務があり、如何なる理由があっても拒否してはならない。

## 2 保険仲介人に対する監督管理<sup>(17)</sup>

### (1) 中国保険仲介人の性質と類型

中国では保険に関する監督管理について明確に規定している。保険仲介人の監督管理に関する法律として、保険法、「保険仲介機構管理規定」および「民法通則」等がある。保険市場で保険仲介人は、付保人の代理人であり、保険代理人は、保険者の代理人である。中国保険法の規定により「保険仲介人は、付保人の利益に基づいて、付保人と保険者の間に保険契約を締結させ、仲介サービスを提供しこれにより手数料をとる会社である。」即ち、中国の仲介人は、組織に限られ、その組織形態はパートナーシップ、有限責任会社、株式会社である。

中国の「保険仲介機構管理規定」によると、中国の保険仲介人は組織に限られると規定し、同規定の第52条では以下のように規定している。保険仲介機構は保険法等の関連法律、行政法規および本規定により中国保監会の認可を得て設立した保険仲介業務を営む会社である。保険仲介には、直接保険仲介と再保険仲介が含まれている。直接保険仲介は、保険仲介機構と付保人が委託契約を結び、付保人または被保険者の利益に基づいて、付保人と保険者のため、

(17) Wang xujin: On the Administration and Operation of Insurance Broker in China, INSURANCE BEYOND BEYOND YEAR 2000 IN ASIA, publisher: Hong kong Institute of Business Studies and Lignan University, 1999.

保険契約を締結し仲介サービスを提供し、尚、約定の通り仲介費用をとる仲介行為である。再保険仲介というのは、保険仲介機構と元保険者が委託契約を結び、元保険者の利益に基づいて、元保険者と再保険者のため再保険業務を手配し仲介サービスを提供する。尚、約定の通り仲介費用をとる仲介行為である。中国保監会の認可を得ず、如何なる会社および個人も中国国内において、保険仲介活動に従事してはならない。保険仲介機構その組織形態はパートナーシップ、有限責任会社と株式会社である。保険仲介機構は、保険仲介業務を行うに際し、過失で付保人、被保険者または其の他の委託人に損失をもたらした場合、保険仲介機構が法により法律責任を負うことになる。

保険仲介人の性質はその業務範囲により決定される。「保険仲介機構管理規定」によると、中国保監会の認可を得て保険仲介会社は、付保スキームの策定、保険者の選択、付保手続き、被保険者または受益者に協力して賠償請求をする。また再保険仲介業務として、委託人のための防災、損失防止またはリスク評価、リスク管理のための諮問サービスを提供する。その他、中国保監会が認可した他の業務を営んでいる。保険仲介人はその業務の性質上、仲介、代理、コンサルティング等の性質を有するといえる。

## (2) 保険仲介人の設立

第一に、就業資格について。保険仲介人は、付保人の代理人であり、保険仲介人に対する規制は保険代理人より厳しい。そこで、多くの国の保険法は保険仲介人の資格について厳格に規制している。中国の「保険仲介機構管理規定」では、保険仲介会社の従業員は中国保監会が統一的に組織した保険仲介人従業員資格試験に合格しなければならない。高校以上の学歴を有する者に受験資格がある。合格した従業員は、中国保監会に「保険仲介従業員資格証書」を申請し受領する。資格証書を申請し取得した者は、以下の関連書類を提出する。即ち、保険仲介従業員資格試験合格証明書類、身分証またはパスポートのコピー、在職証明または戸籍所在地から出された素行証明書類、近時の無帽正面写真2枚が必要である。「保険仲介従業員資格証書」の申請受領の条件として、試験に合格し完全民事行為能力を有し、素行が良好で、素直で誠実、良好な職業道徳を有する者であり、申請前の5年間において刑事罰または重大な行政罰を受けたことがないことが要請されている。1999年5月に、中国保監会は初めて全国保険仲介人資格試験を実施した。就業資格制度は、保険仲介人の質を高め、保険市場を規範化することに重要な役割を果たしてきた。

第二に、保険仲介人の設立条件について。保険仲介機構の設立は「保険仲介

機構管理規定」の条件に合致すべきである。①資本金規制。パートナーシップと有限責任会社は最低資本金が500万円で、株式会社は最低資本金が人民元1000万円であること。②定款規制。法規定に適合する定款を有し、且つ定款は有限責任会社または株式会社定款の規定に合致しなければならない。③職員に対する規定。「保険仲介従業員資格証書」を有する仲介人の人数が全職員の1/2以上であること。④高級使用人に対する規定。中国保監会の主任資格規定に合致する高級使用人を有すること。保険仲介機構の高級使用人は、「保険仲介従業員資格証書」を有する以外に、以下の条件のいずれかに合致しなければならない。経済・金融・保険・法律を専門として学部以上の学歴を有し、保険仲介または関連業務に3年以上従事した者、経済・金融・保険・法律等以外を専門として学部以上の学歴を有し、且つ保険仲介または関連業務に5年以上従事した者、保険仲介または関連業務に10年以上従事した者に対しては、その学歴に対する規定が緩和されている。⑤法規定に合致する会社名称、組織機構と住所を有すること。⑥法規定に合致した社員または発起人を有すること。⑦法律、行政法規が規定した其の他の条件に合致すること。

上述の条件は、保険仲介機構を設立する実質的要件に関する規定である。中国保監会は設立申立を審査する際、実質要件を審査する以外、保険市場の発展の需要も考慮しなければならない。しかし、法律、行政法規と中国保監会の関連規定によると保険仲介機構に投資してはならない会社および個人は、保険仲介機構の社員および発起人になってはならない。例えば、各級の党の行政機関・軍隊・社会团体および国費により運営される事業団体および保険会社は、保険仲介会社に投資または持分を有してはならない。

第三に、保険仲介人の設立手続きについて。保険仲介機構の設立手続きは、設立準備と開業の二段階がある。

保険仲介機構の設立の申請に際し、中国保監会に以下の書類を一式二部提出しなければならない。①社員全員、発起人全員またパートナ全員が署名した「保険仲介機構設立申請表」②「保険仲介機構設立申請委託書」③定款またはパートナーの合意書④自然人社員、発起人またはパートナーの身分証明書のコピー及び履歴、非自然人社員、発起人の営業許可証の謄本及び財務印が押されている直近1年間の財務諸表⑤法定資格を有する出資検査機構が出した出資検査証明、資本金に関する帳簿記入のコピー⑥フィジビリティ・スタディ報告、これには市場状況に関する分析、今後3年間における業務発展計画等が含まれる⑦企業の名称を予め認可した通知書のコピー⑧内部管理制度、これ

には組織機構、決議過程、業務、財務と人事制度等が含まれる ⑧当該機構の業務サービス基準 ⑨高級管理人に就任しようとする者の在職資格に関する申請書類、業務員の「資格証書」のコピー ⑩保険会社が出した委託代理意向書 ⑪住所または経営場所を証明する書類 ⑫パソコンのソフト・ハードディスクの配置状況に関する説明。

中国保監会は申請書類の受領後、投資者を招集して投資リスクを提示し、申請設立事項につき話し合い、質問し、設立しようとする機構の市場発展戦略、業務発展計画、内部統制システムの構築等の関連事項について知り得るものとする。

中国保監会は保険仲介機構の申請日より20日以内に初審査を行い、申請の受理日より40日以内に認可また不認可の決定をしなければならない。認可しない決定を下した場合、書面により申請人に通知しかつ理由を説明しなければならない。中国保監会は実際の必要に基づき、現場検査を行うこともできる。

中国保監会が保険仲介機構の設立について認可の決定をした場合、申請人に許可証を発給しなければならない。申請人は許可証の受領後、関連規定により工商登記を行うものとし、営業許可証の受領後開業することができる。

法により設立された保険仲介機構は、開業日より10日以内に中国保監会の指定した新聞に公告しなければならない。

保険仲介機構は保証金を預け入れるかまたは職業責任保険に付保するものとする。保険仲介機構が保証金を預け入れる場合、工商登記日より20日以内に、登録資本または出資の100分の20を預け入れるものとする。当該規定を設けた根拠は、付保者、被保険者または受益者の利益を保護することにある。保険法第130条では、「保険仲介人が保険業務において過ちを犯して付保者または被保険者に損害をもたらした場合、保険仲介人が賠償の責任を負うものとする」と規定している。明らかに、付保者、被保険者または受益者の利益を保護するために、保険仲介人が十分なソルベンシー能力を有してからこそ、付保者、被保険者または受益者の利益を保障することができる。

保険仲介機構の保証金は、銀行貯金の形式または中国保監会が認可したその他の形式により預け入れるものとする。保証金を銀行貯金の形式で預け入れた場合、全国規模を有する商業銀行に専門口座を開設して預け入れなければならない。保険仲介機構は、保証金を商業銀行の専門口座に預け入れた日より10日以内に、保証金貯金合意書のコピーを中国保監会に届け出るものとする。保険仲介機構は、登録資本または出資の減少または「保険仲介機構管理規定」によ

り清算手続に入った場合を除き、保証金を使用してはならない。

保険仲介人の変更および終了はいずれも保監会の認可を得なければならず、その破産については人民法院が手続きを進める。

### (3) 保険仲介人の就業管理。

保険仲介人の就業管理というのは、保険仲介人が保険仲介、委託代理、コンサルティング等の仲介業務に従事する際の約定規則およびその総括である。保険仲介人は、その仲介就業業務において保険監督管理を受けなければならない。保険法はそれについて一般的規定を設けており、「保険仲介機構管理規定」にて詳細規定がある。保険法、「保険仲介機構管理規定」および「契約法」、関連規定と慣例に基づき、以下のような保険仲介人の就業規則を制定した。

第一に、「保険仲介人資格証書」を既に取得した個人が保険仲介活動に従事する場合、保険監督管理委員会が授与または授権した「保険仲介人就業証書」を有しなければならない。

第二に、保険仲介人の仲介業務範囲に関する制限である。これには以下の内容が含まれている。保険仲介人は、保険対象所在地の保険会社に限定して面談し、直接付保手続きを行うことができる。法律で定めた保険分業、保険代理業務の兼営を行ってはならない<sup>(18)</sup>。

第三に、保険仲介人は最大限に信義則、自由意志、公平、平等の原則を守らなければならない。信義則により、保険仲介人は不実、誤解を招く広告または宣伝をしてはならない。また付保人に事実の通りに伝えなければならない。平等、自由意志原則により、保険仲介人は行政権力、職務または職業上の便利および其の他の不正当な手段で付保人に保険契約締結の強迫または制限をしてはならない。公平原則により、保険仲介人は不正当な手段で付保人に保険契約の締結を誘導してはならない。

第四に、悪意代理の禁止。①自己代理の禁止。保険仲介機構は自己財産、職員の付保に対し手数料をとってはならない。②悪意疎通の禁止。保険仲介会社による委託人の利益に損害を与えてはならない。これは代理の初志と相反しているゆえ、法律で禁止している。③双方代理の禁止。例えば、保険仲介機構は保険代理業務を禁止されている。これは公平原則を損ねているからである。

第五に、合法的手数料。付保人の代わりに保険者に対し付保手続きを行う

(18) 中国でこの規定を設けた目的は、保険代理人が保険仲介人より取る手数料が低くなる場合、代理業務を仲介業務に変えて更なる利益を取得して保険者の利益に損害を与えるのを防止するためである。アメリカでは兼職が認められる。

際、財務部の関連規定により手数料を取ることが可能である。しかし、付保人と保険者に対し同時に報酬を請求してはならない。被保険者のため賠償請求等の手続きを行った場合、被保険者は手数料を支払わなければならない。同時に、保険仲介会社の手数料基準を保険料領収証にて明確に記載<sup>(19)</sup>しなければならない。保険仲介機構は無断で、または形を変えて手数料基準を上げてはならない。

第六に、賠償責任を独立に負う。保険仲介会社の過失により、付保人、被保険者、受益者、分業者に損失をもたらした場合、保険仲介会社は賠償責任を負う。

第七に、保険監督管理を受ける。中国保監会の日常検査と年度検査制度の実施に合わせて、保険仲介会社は、中国保監会に定期的に業務報告および財務諸表を提出しなければならない。

### 3 保険評価人に対する監督管理

#### (1) 中国保険評価人の性質と類型

中国では保険評価人の監督管理に対して明確に規定している。保険評価人に関する監督管理の法律として「保険評価機関管理規定」および保険法、民法通則の関連規定がある。保険市場において、保険仲介人は付保人の代理人であり、付保人の利益を代表する。保険代理人は、保険者の代理人であり、保険者の利益を代表する。保険評価人は、第三者の地位にいる。中国の保険法では、保険評価人についてはまだ明確に規定していないが、次のように規定している。「保険者と被保険者は法により設立された独立評価機構または法定資格を有する専門家を招聘して保険事故について評価または鑑定を行うことができる。」中国の「保険評価機構管理規定」によると、「本規定でいう保険評価機構は、保険法等の関連法律、行政法規および本規定により、中国保監会の認可を得て設立し、保険当事者の委託を受けて専門的に保険対象について評価、検査、鑑定、損害推算、精算等を行う会社である。」即ち、保険評価人は法人に限られる。

「保険評価機構管理規定」により、保険評価会社の経営業務には以下の内容

---

(19) 保険仲介人は従じた中間業務または付保者のために付保して手数料を取るが、保険者がその手数料を払うようになっている。保険仲介人が高い手数料をとって付保者の利益に損害を与えることを防止するために、保険料支払いの領収書にそれを明記すべである。

が含まれている。保険対象に対する保証前の検査、評価およびリスク評価、危険を脱した後の現地調査、検査、損失推算および精算、中国保監会が認可した其の他の業務。そこで、保険評価人の民事法律行為は委託の性質を有している。その委託人は保険者または被保険者および受益者のいずれも可能である。保険評価人の類別は比較的複雑であり、異なる資本金性質により中国国内系保険評価会社、外資系保険評価会社、中外合弁系保険評価会社がある。中国の「保険評価機構管理規定」により、保険評価機構は中外合弁企業でもいいし、有限責任会社または株式会社でもいい。

## (2) 保険評価人の設立。

第一、保険評価人の就業資格。保険評価人は、第三者の地位にあり、相対的に言えば、保険評価人に対する規制は保険仲介人に対する規制より更に厳しく、この方面における専門家である。そこで、多くの国の保険法は、保険評価人の資格について厳格に規定している。「保険評価機構管理規定」に基づいて、保険評価機構の従業員は、中国保監会が統一的に組織した保険評価従業員資格試験に合格しなければならないし、合格したら「保険評価資格証書」を取得し、就業証書を取得した者のみが就業可能である。大学学部以上の学歴を有している者は受験資格を有する。保険評価資格に合格した者は、中国保監会より「保険評価従業員資格証書」を取得することができる。「保険評価従業員資格証書」の取得は以下の条件を満たさなければならない。満18歳以上であって完全民事行為能力を有すること、素行が良好で、誠実、良好な職業道徳を有しており、申請前の5年間に、刑事罰または重大な行政罰を受けたことがないこと。「資格証書」を受領したものは、以下の書類を提出しなければならない。保険評価従業員資格合格証明証書、身分証またはパスポートのコピー、在職証明または戸籍所在地の政府機関が発行した行為証明書類、直近の正面無帽写真2枚。

保険評価従業員資格試験に合格したものは、中国保監会に「資格証書」を申請し且つ受領できる。「資格証書」は、中国保監会が保険評価従業員の基本資格に関する認定であり、就業証明の効力は有していない。「保険評価従業員就業証書」は、保険評価従業員が保険評価活動を展開する証明書類である。2000年12月、中国保監会は初めて全国保険評価従業員資格試験を実施した。従業員資格試験制度は、保険評価人の質、保険仲介市場の規範化に対して重要な役割を果たしている。

第二、設立の条件。保険評価会社は法律が規定した条件を具備しなければな

らない。保険評価機構の設立条件には通常以下の内容が含まれている。資本金条件、定款規定、従業員規定、高級使用人に関する規定、営業場所に関する規定等がある。組織形態によって具体的な基準は異なっている。「保険評価機構管理規定」に基づいて、①パートナーシップ形態の保険評価機構の設立は、以下の条件を具備しなければならない。2名以上の民事行為能力を有するパートナーを有し、法規定に合致しているパートナー協議があって、出資が50万元以上であること且つ法規定に合致しているパートナーシップ企業の名称と住所を有すること、中国保監会の就任資格管理規定に合致した高級使用人を有すること、「保険評価従業員資格証書」を有している保険評価従業員が全職員数の2/3以上であること、法律、行政法規が規定したその他の条件に合致すること。②有限責任会社形態の保険評価機構は以下の条件に合致しなければならない。2名以上50名以下の社員を有すること、法規定に合致する会社定款を有すること、登録資本金が人民元50万元以上であること、法規定に合致する会社名称、組織機構と住所を有すること、「資格証書」を有する保険評価従業員の人数が2/3以上であること、中国保監会の就任資格管理規定に合致する高級管理使用人を有すること、法律、行政法規が規定したその他の条件に合致すること。③株式会社形態の保険評価機構を設立する際、以下の条件に合致しなければならない。法規定に合う5名以上の発起人を有すること、法規定に合致している会社定款を有すること、登録資本金が1000万元以上であること、法規定に合致する会社名称、組織機構と住所を有すること、「資格証書」を有する保険評価従業員が職員全員の2/3以上を占めること、中国保監会の就任資格管理規定に合致する高級使用人を有し、法律、行政法規が規定したその他の条件を具備していること。

その中で、保険評価機構の高級管理使用人は「資格証書」を有する以外に以下の条件のいずれかに合致しなければならない。経済、金融、理工、法律を専門とし学部以上の学歴を有し、保険評価または関連業務に3年以上従事した経歴があること。経済、金融、理工、法律等以外を専門として学部以上の学歴を有し、且つ保険評価または関連業務に5年以上従事した経歴を有すること。保険評価または関連業務に10年以上従事した経歴を有する者に対しては、その学歴に対する規定が厳しくない。

上述の条件は、保険評価機構を設立する実質的要件に関する規定である。中国保監会は、設立の申請に際し、実質的条件を審査する以外、保険市場発展の需要も考慮しなければならない。しかし、関連法律、行政法規と中国保監会の

規定により保険評価機構に投資してはならない法人または個人は保険評価機構の株主、発起人またはパートナーになってはならない。例えば、各級党の行政機関、軍隊、社会团体および国により割当てられた経費により維持されている事業および保険会社は保険評価機構に投資するかまたは機構の持分を有してはならない。

第三、保険評価人の設立手続き。保険評価人の設立は、通常設立準備と開業二段階に分けられる。設立準備段階は通常6ヶ月とする。①設立準備段階。発起人は、保険評価会社設立の申請をする際、まず中国保監会に関連書類を提出しなければならない。即ち、設立申請報告、可能性報告、これには、市場状況分析、機構発展に関する方針、直近3年間における業務発展計画と営利状況に関する予測等が含まれる。また資本金、株式構造、出資比率、組織機構、従業員等が含まれる。設立準備方法、準備委員の名簿および身分証のコピー、設立準備責任者の履歴および自ら署名した違法犯罪記録とその他不良記録がないことに関する証明書、法律、行政法規が規定するその他の規定に合致すること。その内、保険評価機構の準備委員会の責任者は以下の条件に合致しなければならない。短大以上の学歴を有し、保険評価または関連業務に従事する経歴を有すること、違法犯罪記録またはその他の不良記録を有しないこと。中国保監会は、設立準備書類の受取日より30日以内に書面にて受理の可否について通知する。法により不受理された場合、理由を説明しなければならない。法により受理した場合、本規定により審査を行い、書類の受取日より6ヶ月以内に設立準備の申立者に設立認可の可否について書面にて通知しなければならない。認可されなかった場合は理由を説明しなければならない。中国保監会の承認を経て、保険評価機構の設立が認可された場合、設立準備委員会を設置しなければならない。また、認可日より6ヶ月以内に設立準備作業を完了しない場合、期限を過ぎて設立準備作業または開業基準に達していない場合、元の認可書類は自動的に失効する。保険評価機構は、設立準備段階において保険評価活動を行ってはならない。

②開業段階。保険評価会社は設立準備を整え、中国保監会に開業申請をすると共に関連書類を提出する。これには、開業申請報告、会社定款またはパートナー協議、組織、決議と業務・財務および人事制度等の内部管理制度、高級使用人に関する審査書類、職員名簿、「資格証書」のコピーと身分証のコピー、株主またはパートナーの身分証のコピーおよび法人財務印が捺印されている直近3年間の財務諸表、個人株主またはパートナーの身分証のコピー、会計事務

所が提出した出資検査報告，資本金帳簿記入の原始帳票のコピー，コンピューターソフトとハードディスクの配置状況，営業場所の使用権または所有権に関する証明書類，工商行政管理部門が認可した「企業名称事前確認通知書」，中国保監会が規定した其他の書類を提出する。中国保監会は，開業申請書類の受取日より30日以内に審査し，3ヶ月以内に認可の可否に関する決定を出す。なお，書面にて開業申請人に通知する。

保険評価会社は，中国保監会の認可を得てから「保険評価業務許可証」を取得する。その後，工商行政管理機関にて登録してから，営業が可能である。同時に，保険評価機構は，その登録資本または出資額の5%を中国保監会が指定した商業銀行に営業保証金として預けるかまたは中国保監会の規定により職業責任保険を購入する。この規定は保険評価機構の賠償能力を保証することに目的がある。即ち「保険評価人が保険業務における過失行為，保険者または被保険者にもたらした損失について，保険評価人がこれに対し民事賠償責任を負う」と規定した。保険者，被保険者の利益を保護するために，保険評価人が十分な賠償能力を有してからこそ，保険者，被保険者の利益を保障することができる。保険評価機構の成立後，正当な理由なしに，6ヶ月過ぎても開業できなかった場合，または開業後連続6ヶ月以上営業停止した場合，中国保監会より「許可証」を取上げられる。

保険評価機構の変更，分立，合併，解散についてはいずれも中国保監会の認可を得なければならないし，破産については中国保監会の同意を経て，人民法院が行う。

### (3) 保険評価人の就業管理。

保険評価人の就業管理は，保険対象に関する保険評価人の評価，検査，鑑定，損失推算，精算等評価業務活動に関するあらゆる約束規則をいう。保険評価人は，その評価業務に対し保険監督管理を受けるが，これは「保険評価機構管理規定」においても規定している。保険法と「保険評価機構管理規定」，民法通則，契約法，関連法律，法規と慣例に基づいて，以下のような保険評価人の就業規則が制定された。

第一に，就業の適法性。中国国内で保険評価会社を設立するためには，中国保監会の審査認可が必要である。如何なる機構も中国保監会の認可を経ず保険評価業務に従事してはならない。保険評価会社の職員は兼職してはならない。

第二に，評価人招聘の適法性。即ち，保険評価会社内部で直接保険評価業務に従事または他の保険評価会社で臨時に招聘した専門技術職員は事前に，保

険評価会社により元の認可機関に届出を出してから、初めて保険評価業務に従事することができる。

第三に、業務範囲に関する一定の制限。①如何なる保険評価会社も保険代理または保険仲介活動に従事してはならない。これは公正の観点からの要請である。②保険評価会社は指定した経営地域内において保険評価業務を行い、その経営地域は中国保監会が査定する。③外資系保険評価会社は、外国投資者が中国において投資した保険評価業務に限り業務を行う会社であり、其の他の評価業務に対しては中国保監会の認可が別途必要である。

第四に、信義則、公平、公正、公開の原則に従う。信義則により、保険評価会社は業務展開のため誇大に不実な広告および宣伝、詐欺、賄賂の受取、顧客に対する定額以外の利益の要求、顧客との馴れ合い行動等の行為を行ってはならない。公正且つ公平な原則に従い、保険評価会社は自己利益または利害関係がある委託人のために、保険評価活動を行ってはならない。その営業場所も保険会社、保険代理会社または保険仲介会社等の機構の営業所内に設置してはならない。これは、利害関係がある者を避けるためである。

第五に、守秘義務。保険者、被保険者とその他の保険関係人は、即時且つ正確に保険評価会社に保険対象に関する資料を提供し、保険評価会社はこれに関する商業秘密を守る義務がある。

第六に、評価報告の真実性と要素。保険評価報告は、保険賠償の重要な根拠の一つであるため、保険評価報告は合法であることが要請される。合法的保険の評価報告には以下の内容が含まれている。①評価報告の真実性、保険評価会社は当事者に虚偽の評価報告を提出してはならない。②評価報告内容の要素。その内容には少なくとも保険評価事項の発生時間、場所、起因、過程、結果等の状況が含まれ、保険評価対象の紹介、保険評価活動が基づく原則、定義、手段と計算方法、精算およびその他の計算方法と金額、保険評価の結論等がある。同時に、評価報告は必ず「保険評価資格証書」を有する保険評価会社の総経理または副総経理が署名して初めて有効となる。

第七に、規定により評価費用を納める。保険評価費用の基準は、国の関連規定に従う。理論上、保険評価費用は委託人が支払うことになっているが、実際は保険者が支払っている。しかし、紛争が発生し訴訟に至った場合、敗訴した方が支払うのが原則である。

第八に、独立に賠償責任を負う。保険評価会社の過失により、保険者、被保険者に損失をもたらした場合、保険評価会社が賠償責任を負う。

第九に、財務および業務に関する監督管理を受ける。これには以下の内容が含まれている。関連規定により保険評価会社は、中国保監会に定期的に業務報告と財務諸表を提出するものとする。保険評価会社に対する検査を受け入れ、各種財務の原始帳票、査定原始資料、保険評価報告および其の他の重要書類を少なくとも5年間保存して検査を受けるようにする。

要するに、中国の保険業は始まったばかりで、相応する保険監督管理制度は中国保険市場の形成とともに構築、整備される方向に進んでいる。